

マイナンバーの 記載が必要です



今回の申告から、マイナンバーの記載が必要になりました。



ホームページを ご活用ください

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」(https://www.keisan.nta.go.jp/h27/ta_top.htm)では、画面の案内に従って金額などを入力するだけで、税額が自動計算され確定申告書を自宅で簡単に作成することができます。(広報くりやま1月号の折込チラシを参照)

お早めに！忘れずに！

税の申告

申告期間
2/16 (木)
↓
3/15 (水)

03 申告で用意するもの

☐印鑑（認め印可、シャチハタ不可）

☐マイナンバーがわかるもの

マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちの方

○マイナンバーカード

○マイナンバーカードのコピー（両面）

マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちでない方

○マイナンバーを確認できる書類（通知カード、マイナンバーの記載がある住民票の写し）

○身元確認書類（運転免許証、パスポート、保険証などのうち1つ）

○マイナンバーを確認できる書類、身分確認書類のコピー1部ずつ

☐収入の分かる書類（給与・年金のある方は、源泉徴収票）

☐税務署から申告書を送付された方は、その申告書

☐所得控除を受ける方は、次の書類

＜医療費控除＞

支払った医療費の領収書、保険などで補てんされる金額のわかるもの、医療費の明細書（事前に作成。用紙は税務課に備え置き）

＜社会保険料控除＞

社会保険任意継続保険料、国民年金保険料（控除証明書の添付が必要）、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料などの領収書または証明書

＜生命保険料、地震保険料＞

各種控除証明書

＜住宅借入金等特別控除＞

登記全部事項証明書、住民票の写し、売買契約書または請負契約書、住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

＜障がい者控除＞

障がい者手帳、療育手帳、障がい者控除対象者認定書などの確認ができるもの

※介護保険の要介護認定（要支援は除く）を受けている65歳以上の方は、障がい者手帳などの交付を受けていない場合でも、「障がい者控除対象者認定書」の交付により、障がい者控除の対象になります。

☐本人名義の銀行などの口座番号がわかるもの（税金が還付になる方）

申告相談日

時間に余裕をもってお越しください

●平日

月 日	時 間	場 所
2月16日(木)～ 3月15日(水)の平日	8:30～12:00 13:00～17:15	役場（1階）税務課⑧番窓口 ☎73-7505

●出張

月 日	時 間	場 所
3月1日(水)	9:00～12:00	南部公民館 ☎75-2111
3月2日(木)	13:00～15:00	農村環境改善センター ☎72-6040

●休日

月 日	時 間	場 所
2月26日(日)	8:30～12:00	役場（1階）税務課⑧番窓口 ☎73-7505
3月5日(日)		

※3月1日と2日は、出張申告相談のため、役場税務課窓口職員が少なく非常に混雑します。

※事業所得、不動産所得、譲渡所得のある方は、岩見沢税務署でのご相談をお勧めします。

01 所得税の確定申告が必要な方

☐事業を営む方で、所得金額が所得控除の合計額よりも多い方

☐給与所得者で、給与所得や退職所得以外の所得合計が20万円を超える方

☐給与を2カ所以上から受け、年末調整をされなかった給与の収入額と、給与所得や退職所得以外の所得合計が20万円を超える方

☐年金受給者で源泉徴収税を納付している方

※公的年金などの収入金額が400万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、申告は必要ありません。

02 町道民税の申告が必要な方

☐所得税の確定申告を必要としない方で給与・事業・不動産などの収入がある方（給与のみで年末調整済みの方を除く）

☐国民健康保険に加入している方

※収入のない方、または少ない方でも国民健康保険税の低所得者に対する軽減措置は、申告がなければ対象になりません。





栗山消防団 出初式

新春恒例の栗山消防団出初式が1月6日に行われました。

午前中は、栗山駅前通り商店街など町内9カ所で、同団第1分団によるはしごを使った登梯を披露。法被姿の団員が高さ約6メートルのはしごに登り、威勢の良い掛け声とともに倒立や両手足を広げる妙技を次々に披露し、集まった町民から大きな拍手が送られました。

午後からは、消防車両や消防団員ら約100人が駅前通りを行進。続く式典では、北海道知事表彰など述べ29人が表彰された後、永田英隆団長は「近年は災害が複雑多様化し、予測が困難になってきています。火災予防に重点を置きつつ、関係機関との連携強化や防災体制の充実強化を図り、災害のない穏やかな年になるよう願っています」と話しました。



出初式表彰者

北海道知事表彰

■永年勤労章（勤続30年）

■表彰状（勤続10年）

- 第3分団班長 八手 健治
- 第2分団班長 瀧澤 茂和
- 第3分団班長 不破 潤
- 第3分団班長 清水 哲矢
- 第3分団班長 小川 貴臣
- 第3分団班長 富樫 真由
- 第3分団班長 猪熊 政信
- 第3分団班長 國岡 晃平

北海道消防協会長表彰

■功績章

- 第3分団分団長 伊藤 三也
- 第3分団分団長 松本 俊一
- 第3分団分団長 猪熊 政信
- 第3分団分団長 猪熊 政信
- 第3分団分団長 猪熊 政信
- 第3分団分団長 猪熊 政信
- 第3分団分団長 猪熊 政信
- 第3分団分団長 猪熊 政信

- 猪熊 政信
- 蛇谷 慎也
- 瀧澤 茂和
- 松本 俊一
- 伊藤 三也
- 國岡 晃平
- 猪熊 政信
- 富樫 真由
- 小川 貴臣
- 清水 哲矢
- 不破 潤
- 瀧澤 茂和
- 八手 健治

北海道消防協会空知地方支部長表彰

■功績章

■勤続章（勤続25年）

■勤続章（勤続15年）

- 第3分団分団長 伊藤 三也
- 第2分団班長 橋元 治
- 第1分団班長 村上 渉
- 第3分団班長 飯尾 隆亮
- 第3分団班長 大西 剛史
- 第3分団班長 川崎 太樹
- 第3分団班長 猪股 慎吾
- 第1分団班長 廣瀬 勝憲
- 第2分団班長 廣岡 裕樹
- 第2分団班長 正井 博美
- 第2分団班長 水上 雄亮
- 第3分団班長 宮本 準
- 第3分団班長 岩崎 翔弥
- 第3分団班長 大野 浩司

■勤続章（勤続5年）

- 第1分団班長 猪股 慎吾
- 第1分団班長 廣瀬 勝憲
- 第2分団班長 廣岡 裕樹
- 第2分団班長 正井 博美
- 第2分団班長 水上 雄亮
- 第3分団班長 宮本 準
- 第3分団班長 岩崎 翔弥
- 第3分団班長 大野 浩司



まちの予算書でPRを！

企業広告を募集

■申込期限

2月17日(金)

■申込方法

「栗山町広告掲載申込書」に必要事項を記入の上、広告のイメージ図を添えて申込先に直接持参、または郵送、メール、ファックスで提出
※申込書は町経営企画課（役場2階）での受け取り、または町ホームページからダウンロードすることができま

【ホームページ】

<http://www.town.kuriyama.hokkaido.jp/docs/2017011100030/>

■留意事項

- ①町広告掲載要綱・町広告掲載基準に規定されている「広告媒体として不適当な広告」は掲載不可
- ②広告原稿は申込者各自で作成の上提出。作成および提出方法は申し込み後に連絡
- 申込先・問い合わせ
町経営企画課行政経営グループ
☎ 7503 FAX 73179
Eメール
gyouseikei@town.kuriyama.hokkaido.jp

ご協力を！

消火栓・防火水槽の除雪

日ごろより住宅近くの消火栓・防火水槽の除雪を行っていただいている町民の皆さんに心から感謝申し上げます。

消火栓・防火水槽が雪に埋もれた状態で火災が起きると、消防隊到着後の活動が消火栓・防火水槽の掘り起こしからとなり、放水活動に遅れが生じます。

消防署では、積雪時に除雪作業を行いますが、大雪の場合は除雪作業が遅れることもありますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

<注意事項>

- 湿った雪や固まった雪などは大変重くなっているので、足や腰を痛めないように無理はしないこと
- 車や歩行者に十分気をつけること



【問い合わせ】
南空知消防組合消防署
☎ 72-0150

ご注意を！

火災が多発しています

昨年12月22日、新潟県糸魚川市のラーメン店で鍋の空だきにより出火した火災は、折からの乾燥した強風にあおられ商店街や住宅144棟が焼損する大火災となりました。

また、昨年末から全国各地、道内でも毎日のように死亡火災が報道されています。

火災を出さないよう、以下の点に気をつけましょう。

<注意事項>

- 石油ストーブの火を付けたまま、カートリッジタンクを取り出し、給油をしないこと
- 灯油とガソリンを間違えて給油しないよう、十分確認すること
- ストーブの近くに布団、衣類など燃えやすいものを掛けないこと
- ガスコンロなどのそばを離れるときは、必ず火を消すこと
- 寝たばこは絶対にしないこと

地域との触れ合い

こんにちは。地域おこし協力隊で若者定住・移住を担当しています山口尚久です。

昨年12月、他の隊員とともに冬休み期間中に、角田小学校で行われたコミュニティスクールの学習サポート活動に参加しました。



コミュニティスクールとは、地域・コミュニティを活発にするため、さまざまな人との関わりを通して地域に愛着と誇りを持つ子どもに育てようという取り組みです。

3日間の授業では、先生として(逆に子どもたちから教えられたことが



多々ありますが・・・冬休みの宿題の手伝いなどを行いました。

われわれが企画した「かるた作り」では、子どもたちに角田の好きな場所の絵札と読み札を作ってもらい、最終日には、「かるた大会」を行いました。こちらが想像していた以上に楽しく学んでもらえたことと実感しています。

地域おこし協力隊としても角田地区の魅力が分かり、地域の方とつながる良い機会となりました。

今後も、積極的に地域住民の方々と関わっていきたいと思っていますので、よろしく願います。

コラム
お金のおはなし

女性の働き方について

文・星 洋子 さん

くりやまライフサポーター
応援ファイナンシャル・プランナー (FP)

130万円の壁もある

広報くりやま1月号でお話した配偶者控除の改正が閣議決定されました。

平成30年以降は、対象となる配偶者の年収は150万円以下、配偶者特別控除は年収201万円までが対象になります。夫の年収によっては現制度より納税額が増える世帯もあります。

改正により103万円の壁はなくなります。実はまだ壁があります。社会保険制度による130万円(勤務先が大企業などの場合106万円、以下同じ)の壁です。

社会保険は扶養要件の一つに被扶養者の年収基準があり、その基準額が130万円(106万円)です。

年収が130万円以上になると、夫の社会保険からの扶養を外れて自分の勤務先で社会保険に加入し、保険料を負担します。そうすると保険料分の手取りが減りますから、結局130万円を超えないように、働く時間を調整している女性も多いのです。

日本は平成9年以降、経済的な理由や、女性の社会進出増といった背景もあり、共働き世帯数が専業主婦世帯数を上回っています。

今回の配偶者控除の改正は女性の就業促進をうたっていますが、税制改革だけでは「木を見て森を見ず」ではないでしょうか。これから必要なのは女



性が結婚や出産で退職しなくてもよいように、また共働き世帯が家事や育児をしながらでも、よりよく働く環境を提供できる制度の拡充であると思います。



ほし ようこ
1級FP技能士、2級DCプランナー。一般企業で10年以上経理・総務業務に従事しながら、自身の家計の見直しのためにFPの資格を取得。ライフプランを提案する独立型FPとしてセミナー講師、相談業務などを中心に活躍中。

栗山町の子育て支援をご紹介します

栗山町ファミリー・サポート・センター



ファミリー・サポート・センター(ファミサポ)では、育児を手伝ってもらいたい「依頼会員」と、育児を手伝いたい「提供会員」が、地域で子育てを支え合うサービスです。子どもの送り迎えや預かりを行っています。

【問い合わせ】

○ファミサポアドバイザー 羽鳥 ☎090-6695-6084

○うらくりやま駅前(中央2丁目56番地)

☎72-0707(平日9:00~17:00)

※ただ今、会員募集中です。気軽にお問い合わせください。

利用料

平日 7:00~21:00

1時間 600円(以降30分ごとに300円)

※上記以外の時間と土日祝日は、1時間700円(以降30分ごとに350円)です。

対象者

0歳から小学6年生まで

預かり場所

自宅、提供会員宅、託児室のいずれか

※託児室は、うらくりやま駅前にあります。

■その他、延長保育、保育園・幼稚園での一時保育、放課後児童クラブや児童の一時的預かりなども充実しています。詳しくは

栗山ののびのび 検索

地域資料の還流―町民全体の財産とするために

地域限定の資料を、町民が共有できるようにする企画が今求められています。栗山町には20冊以上の「部落史」があり、地域の歩みを確かに次世代に伝えようと意欲的に綴られています。また、古い写真、学校の記念誌、統計書類も残っています。

平成になってから多くの市町村で開拓100年の記念史・誌を発行し、それに合わせるようにして「部落史」が編さんされました。しかし、栗山町の部落史は、豊富な資料と筆の立つ人の努力によって確かな資料に基づく、多面的な地域の歩みを記念史の中に納めています。

この尊い仕事に携わった人たちが次の世代に語り継ぐように「部落史」などを使って定期的に働きかけ、地域限定の資料を町民全体の財産としてもらいたいと思っています。

「あなたの住んでいるところはどんなところですか」と旅の人に聞かれて、その特徴をすぐに語れるように指導してもらいたいものです。小中学生、そして若い人たちは、車で通り過ぎる地域は、見ていても、歩いて地域の実態を見ることは意外と少ないと思います。自分の足で歩き、風を感じ、目で確かめ、耳



町史編さん室に保管され資料として活用されている町内各地域の「部落史」の数々

栗山町には、地域づくりに尽くしている図書館やカルチャープラザ「Eki」などの施設があります。その施設とそこに働く人々の協力をいただいて、確かなふさとづくりに励みたいものです。

2月は、平成29年度の企画・立案の時。こんなことを皆さんと考えてみたいと思います。(卜部)

【問い合わせ】

栗山町史編さん室 ☎76-7820



安全で安心なまちを目指して

【問い合わせ】
町住民生活課
生活安全グループ
☎ 73-7510

特殊詐欺に注意を!!

昨年1年間の道内での特殊詐欺被害は、一昨年と比較して件数で21%の減、金額にして53%の減少となりました。しかしながら、年間191人が1億3648万円の被害にあつており、特殊詐欺グループの手口もさらに巧妙化するなど大変憂慮すべき事態となっております。

特殊詐欺に遭わないためには、どういったものが特殊詐欺なのかを知らなくてはなりません。

【特殊詐欺の種類】

- 振り込め詐欺（おれおれ詐欺・架空請求詐欺・融資保証金詐欺・還付金詐欺）
 - 金融商品などの取引を名目とした詐欺
 - 異性交際あつせんを名目とした詐欺
 - ギャンブル必勝法などの情報提供を名目とした詐欺
 - 以上が、主な「特殊詐欺」の種類と手口です。
- 道内の傾向としては、架空請求詐欺が特殊詐欺全体の約半数を占めてお

り、特に注意が必要です。

よく見られるパターンとしては、○犯人が被害者に電話をかけ、「あなたには証券を購入する特別な権利があります。名義を貸してもらえませんか」とだます

○被害者が名義を貸すことを承諾すると、犯人は「名義貸しは犯罪なのであなたは警察に逮捕されます」「逮捕されなければ解決するのにお金が必要ですよ」とだます

○犯人は宅配便や振り込みなどでお金を送るよう要求し、被害者がお金をだまし取られるというものです。

だまされてしまった被害者は「とにかく早くお金を払って問題を解決しよう」という心理状態になってしまします。犯人はあの手この手でだましてきますが、他人から電話メール、はがき、ファックスなどでお金の要求があつたら要注意です！

お金は振り込まない、送らない、手渡さないことを心掛けましょう。

ごみ分別のご協力をお願いします



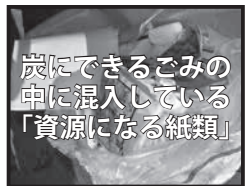
【問い合わせ】
町環境政策課
環境政策グループ
☎ 73-7511

「資源になる紙類」の適正な分別を

炭にできるごみ袋に入れないで!

ごみ調査結果を掲載した広報くりやま11月号でお伝えしましたが、家庭から出される炭にできるごみの中には約36%の不適正物が混入しています。

その不適正物の大半が、コピー用紙や箱類・包装紙などの「資源になる紙類」です。炭にできるごみは、町が処分料を支払い処分していますが、混入している「資源になる紙類」が適正に分別されれば、この処分料を大幅に削減することができます。また、分別し



現状は・・・



炭にできるごみ袋に「資源になる紙類」が多く混入しています

【「資源になる紙類」の適正な分別を】
適正に分別されると、処分料の支出が削減されるだけでなく、町の貴重な収入になります。



収入増

適正に分別されれば・・・



大きな違いが!



支出増

【雑紙以外の紙類の排出イメージ】

①新聞紙・チラシ類



②雑誌類



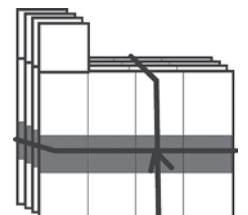
③段ボール



④箱類



⑤牛乳パック



適正な分別へのご理解とご協力をお願いします



確認! 「資源になる紙類」の排出方法

家庭から出される「資源になる紙類」は、①新聞紙・チラシ類②雑誌類③段ボール④箱類⑤牛乳パック⑥雑紙の6種類に分けられます。

●雑紙以外の紙類

右記の①から⑤の紙類は、ひもで十字に縛って排出します。包装紙・メモ紙・コピー用紙・ダイレクトメール・紙封筒などの上質な紙は、紙封筒に入れた新聞紙に挟めて排出します。指定袋を買わずに排出できるので、適正な分別をするとても経済的です。

※箱類は紙袋に重ねて入れて、中身が飛び出さないようにひもで十字に縛って出すこともできます。

●雑紙

⑥の雑紙は、町の指定ごみ袋（黒字の資源袋）に入れて排出します。雑紙扱いとなるものは、カーボン紙・銀紙・金紙・カップ麺のふた（紙製）・厚紙・レシート・トイレットペーパーの芯・シュレッダーされた紙・写真などです。

※新聞紙がない場合は、包装紙・メモ紙・コピー用紙・ダイレクトメール・紙封筒などの上質な紙も、町の指定ごみ袋（黒字の資源袋）に入れて排出してください。

※食品などの汚れが付いた紙は再生できませんので、「炭にできるごみ袋」に入れて出してください。

私たちが栗山青年会議所です。⑥11

ひた向きに、ふるさとのために

こんにちは。今年、総務委員会委員長を仰せつかりました天野剛生です。

今年は、青年会議所の円滑な運営をするともに、メンバーがさらに「まちづくり」に邁進していけるような環境づくりをしていきたいと考えています。一年間の責務を全うしていきたいと思しますので、どうぞよろしく願います。

さて、月日が経つのは早いもので青年会議所に入会して2年が経ちました。そこで強く感じたのは会員拡大の重要性です。現在の会員は20歳から40歳までですが、主要メンバーは30歳前半の会員が中心です。やはり会員（新しい血）が入ると会（組織）に活力が溢れさまざまな考えが合さり、より魅力ある事業構築も可能です。

私は青年会議所活動を通して、多くの人たちとの出会いの中で学びや数多くの気付きがありました。そして、同じ志を持った「仲間」ができました。これは何事にも変えられない財産だと私は思います。青年会議



栗山天満宮で気持ちを新たに青年会議所のメンバー

所に入会していなければそう感じたり経験したりすることはなかったと思います。感じて動くから「感動」が生まれます。

私も含め、メンバー一丸となって体現し、皆さんに多くの感動を与えられるように地域に根差した活動をしていく所存です。この地域に住まう若者たちは、ぜひ青年会議所に入会して一緒に汗を流し、つながりを増やすとともに、ひた向きにふるさとのために走り続けましょう!!

あらためまして、今年の栗山青年会議所の活動にご協力いただきますよう、よろしく願います。



元気が一番



【申込先・問い合わせ】
町保健福祉課
健康推進グループ
☎ 73-2256

特定健診を受診しましょう

平成27年度の特定健診受診率は29・3%！

平成27年度の特定健診受診率は、栗山町では過去最高の受診率(表2参照)でした。平成28年度の特定健診受診率(12月末時点)は全体で23・5%となっており、平成27年度の同時点よりも高くなっています。(表1参照)
ただし、全道的に特定健診受診率は上昇しており、近隣町と比較しても栗山町の受診率が低い状況は変わっていません。

平成28年度から「保険者努力支援制度」が始まる

特定健診受診率の向上、生活習慣病の重症化(入院や介護状態)を予防するなど、社会保障制度の安定に向けた取り組みを努力した市町村には国が支援金を交付するという制度(保険者努力支援制度)が始まりました。
今後の特定健診受診率の向上が町の国民健康保険運営の安定化にもつながりますので、栗山町も特定健診受診率を上げていかなければなりません。

受診率が高い＝生活習慣病を予防できる人が多い

特定健診を受診する最大の目的は、自らの体の状態を知り、生活習慣病の重症化を予防することです。
高血圧・糖尿病・脂質異常が続いて血管が傷つくと、心筋梗塞・脳梗塞(認知症)・人工透析へと進行します。通院や入院、要介護の状態を引き起こすと、日常の生活が送れなくなります。
「受診率が高い＝生活習慣病を予防できる人が多い」といえます。年を重ねても自宅で元気に過ごせるように、特定健診を受診しましょう。
町の国民健康保険加入者(40歳から74歳までの方)は、3月末まで町内医療機関などで特定健診を受診できます。職場などで健診を受けている方は、

結果票のコピーを提出することで特定健診を受診したとみなすことができる場合があります。
特定健診に関するお問い合わせは、保健師にご相談ください。

実施します！日曜日に臨時予防接種

次の日程で、臨時予防接種を行います。予防接種を忘れていている方は、この機会に接種しましょう。

【日時】
3月12日(日) 午前9時～正午
【場所】
にしみこどもクリニック
【申込期限】
3月10日(金) 午後1時まで
※上記申込先まで連絡ください。

表1 平成28年度 特定健診地区別受診状況 (平成28年12月末時点)

地区名	対象者数	受診者数	平成28年度受診率	平成27年度受診率	増減
松風中央	453人	83人	18.3%	18.2%	↑
錦	459人	66人	14.4%	13.3%	↑
桜丘	84人	16人	19.0%	21.0%	↓
朝日	130人	36人	27.7%	22.0%	↑
富士	299人	53人	17.7%	16.1%	↑
中里	148人	32人	21.6%	18.0%	↑
湯地	192人	45人	23.4%	20.1%	↑
森	105人	24人	22.9%	24.6%	↓
鳩山	2人	0人	0.0%	0.0%	→
雨煙別	32人	9人	28.1%	37.5%	↓
緑丘	33人	4人	12.1%	24.2%	↓
北学田	29人	8人	27.6%	21.4%	↑
桜山	60人	25人	41.7%	35.6%	↑
杵白	46人	18人	39.1%	45.7%	↓
旭台	79人	30人	38.0%	39.2%	↓
共和	51人	25人	49.0%	31.0%	↑
三日月	33人	14人	42.4%	41.7%	↑
角田	29人	7人	24.1%	34.5%	↓
阿野呂	142人	35人	24.6%	18.3%	↑
大井分	37人	15人	40.5%	48.8%	↓
南学田	51人	5人	9.8%	17.8%	↓
継立	81人	37人	45.7%	36.5%	↑
日出	166人	37人	22.3%	23.9%	↓
御園	34人	8人	23.5%	21.6%	↑
南角田	57人	19人	33.3%	39.7%	↓
円山	36人	18人	50.0%	23.6%	↑
円山	35人	10人	28.6%	15.1%	↑
東山	6人	2人	33.3%	16.7%	↑
滝下	11人	5人	45.5%	25.0%	↑
合計	2,920人	686人	23.5%	22.0%	↑

表2 南空知4町の特定健診受診状況 ※北海道国保連集計資料より (順位：全道179市町村の順位)

	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	受診率	順位	受診率	順位	受診率	順位
栗山町	21.0%	151位	22.6%	149位	29.3%	122位
長沼町	54.3%	13位	53.7%	20位	55.7%	16位
南幌町	30.7%	95位	35.5%	77位	38.5%	68位
由仁町	51.6%	23位	54.4%	18位	65.8%	6位
北海道	20.9%	—	26.1%	—	27.1%	—

※特定健診は、糖尿病や脳卒中などの生活習慣病を予防する目的に導入された健康診断制度で、「メタボ健診」とも呼ばれています。

一 献血のお知らせ

- 月 日
2月27日(月)
- 場所・時間
○株式会社エクセルシャノン栗山工場
10:00～11:30
○栗山町役場
13:00～16:30

保健福祉のコラム



つぎたて歯科院長

福多 一雅

歯のおはなし

歯の本数って何本？

われわれ人間は、何本歯があるか知っていますか？

- 切歯(前歯)
2本×4(上下左右) 計8本
 - 犬歯
1本×4 計4本
 - 小臼歯(小さい奥歯)
2本×4 計8本
 - 大臼歯(大きい奥歯)
3本×4 計12本
- 親不知を含めると、上下で32本あります。
- では、身近なところで猫の歯は何本あるでしょうか？
- 切歯
3本×4(上下左右) 計12本
 - 犬歯
1本×4 計4本
 - 前臼歯(人間の「小臼歯」・後臼歯(人間の「大臼歯」)
上下で7本×2(左右) 計14本

合計は、30本だそうです。さて、犬はどうでしょう

- 切歯
3本×4(上下左右) 計12本
 - 犬歯
1本×4 計4本
 - 前臼歯
4本×4 計16本
 - 後臼歯
上2本、下3本の上下で5本×2(左右)で計10本
- 合計は、42本だそうです。
ニホンザルやオランウータン、ゴリラなどは、人間と同じ32本です。しかし、初期の哺乳類は、
- 切歯
3本×4(上下左右) 計12本
 - 犬歯
1本×4 計4本
 - 小臼歯
4本×4 計16本
 - 大臼歯
3本×4 計12本

生き物にとって大事な歯

合計で、44本あったそうです。そこから地上、樹上、地下さらには海、空へと飛躍的な適応、放散を行って今日に至り、食性も多様に分かれ、草食、肉食、魚食、昆虫食、プランクトン食など特殊化してきました。その結果が現在の歯の形、本数になったと考えられています。

前歯、犬歯は主に肉などを噛み切るのに使う歯です。奥歯は主に穀物、草などをすりつぶすのに使う歯で、歯の本数、形を見れば猫のほうが、犬より肉食に近いことがわかります。

さて、人間の歯は今後どのように進化(退化?)していくと予想されるでしょうか。第三大臼歯(親不知)が生えてこない人は最近増加しています。前歯が一本あるいは二本不足している人、第二小臼歯が先天欠如している人、乳歯の奥歯を永久歯として使っている人も時々見ます。

さらには、虫歯や歯周病により、歯を喪失する人も多く、総入れ歯になっってしまう高齢者の方も多数存在するのが現実です。

野生の動物にとって、歯がなくなってしまうては生きていくことができません。人間も歯がない乳児に一本一本歯が生えてくるごとに強たくたく成長していく姿を見ることができます。虫歯や歯周病で歯を失った人も義歯を入れることによって、再び強い咀嚼力を回復し、全身的な活力を復活することもあります。

長い時間をかけて進化してきた結果が現在の人間の歯の形、本数なのです。その歯一本一本を大事にすることが、将来にわたって人類が豊かな食生活と強い生命力を維持していくためには大切なことなのです。



※栗山町地域医療協議会のご協力により、「リレー方式」で連載しています。